

## 文京区地域生活支援事業実施要綱

平成18年9月27日18文福障第1070号

平成24年3月30日23文福障第2692号

平成25年3月26日24文福障第2659号

平成26年10月1日26文福障第2057号

### (目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項及び第3項に規定する地域生活支援事業（以下「地域生活支援事業」という。）に関する基本的事項を定めることにより、もって障害者福祉の向上を図ることを目的とする。

### (事業)

第2条 区は、地域生活支援事業として次の事業を行う。

- (1) 理解促進研修・啓発事業 法第77条第1項第1号に規定する事業
- (2) 自発的活動支援事業 法第77条第1項第2号に規定する事業
- (3) 相談支援事業 法第77条第1項第3号に規定する事業
- (4) 成年後見制度利用支援事業 法第77条第1項第4号に規定する事業
- (5) 意思疎通支援事業 法第77条第1項第6号に規定する意思疎通支援を行う者の派遣に係る事業
  - ア 手話通訳者派遣事業
  - イ 要約筆記者派遣事業
- (6) 日常生活用具給付事業 法第77条第1項第6号に規定する日常生活上の便宜を図るための用具であって厚生労働大臣が定めるものの給付又は貸与に係る事業
- (7) 手話奉仕員養成研修事業 法第77条第1項第7号に規定する事業
- (8) 移動支援事業 法第77条第1項第8号に規定する事業
- (9) 地域活動支援センター事業 法第77条第1項第9号に規定する事業
- (10) 法第77条第3項の規定により行う次に掲げる事業
  - ア 訪問入浴サービス 身体障害者の居宅を訪問し、浴槽の提供及び入浴の介護を実施する事業
  - イ 日中短期入所事業 法第5条第8項に規定する短期入所の施設を利用して、障害者等を日常的に介護している家族の休息等を一時的に図る事業
  - ウ 地域移行のための安心生活支援事業 障害者が地域で安心して暮らしていけるよう昼夜を問わず常時対応ができる相談受付を行うとともに、緊急時の居室確保を行う事業
  - エ 巡回支援専門員整備 保育所等への巡回等支援を実施し、施設等の支援を担当す

る職員又は障害児の保護者に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う事業

オ 点字・声の広報等発行 区報等を点訳、音声訳等により障害者等に提供する事業

カ 自動車運転免許取得・改造助成 身体障害者の自動車運転免許取得費又は自動車改造費を助成する事業

キ その他事業 アからカまでに定める事業のほか、区長が必要であると認めた事業（事業実施）

第3条 区長は、前条各号の事業の実施について必要な事項を別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年10月1日より施行する。